

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区備後町2-4-6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 非課税枠が500万円の贈与

Q : 経済危機対策の一環として、非課税枠が500万円となる贈与の制度ができたとか。どのような内容なのですか？

A : 自己の住宅資金に限定されるなど、一定の要件が付されています。

【解説】

経済危機対策の一環として新設された、贈与税の非課税枠が500万円となる制度の要件は、次のとおりです。

- ① 贈与期間・・・21年1月1日から22年12月31日まで
- ② 贈与者・・・直系尊属（1人だけでなく、父母や祖父母からの贈与も対象になります）
- ③ 受贈者・・・その年1月1日において20歳以上である者
- ④ 非課税の金額・・・①の期間を通じて500万円までの金額
- ⑤ 資金の用途・・・資金用途は、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築もしくは取得、自己の居住用家屋に対する一定の増改築
- ⑥ その他・・・床面積の要件のほか、中古住宅には築年数の要件などがあります。

なお、この500万円の非課税枠は、暦年課税の非課税枠（110万円）又は相続時精算課税制度の非課税に上乗せすることができるとされていますので、上手に組み合わせて活用していただければと思います。

